診療放射線技師法施行規則及び診療放射線技師及び診療エツクス線技師法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（診療放射線技師法施行規則の一部改正）

第一条　診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（試験科目） **第十条**　試験の科目は、次のとおりとする。 一　（略） 二　理工学・放射線科学 三　エックス線撮影機器学 （削る） （削る） （削る） 四～六　（略） 七　医療画像情報学 （削る） 八　核医学診療技術学 九・十　（略） 十一　医療安全管理学	（試験科目） **第十条**　試験の科目は、次のとおりとする。 一　（略） 二　放射線生物学（放射線衛生学を含む。） 三　放射線物理学 四　放射化学 五　医用工学 六　診療画像機器学 七～九　（略） 十　医用画像情報学 十一　放射線計測学 十二　核医学検査技術学 十三・十四　（略） （新設）

（診療放射線技師及び診療エツクス線技師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　診療放射線技師及び診療エツクス線技師法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十九年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第三条**　診療エツクス線技師試験（診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）附則第七項の試験を含む。以下同じ。）に合格した者であつて診療放射線技師国家試験を受けようとするものに対しては、第十条に掲げる試験科目のうち、同条第五号、第七号、第八号、第九号及び第十一号に掲げる試験科目以外の試験科目を免除するものとする。 2　（略）	**附　則** **第三条**　診療エツクス線技師試験（診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）附則第七項の試験を含む。以下同じ。）に合格した者であつて診療放射線技師国家試験を受けようとするものに対しては、第十条に掲げる試験科目のうち、同条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる試験科目以外の試験科目を免除するものとする。 2　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。